

沿岸広域振興局長告示第90号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成27年9月4日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
区画道路 12-2号線	123.06	12.00	平成27年8月21日
区画道路 10.5-1号線	29.97	10.50	〃
区画道路 9.5-2号線	169.84	9.50	〃
区画道路 8.5-1号線	133.66	8.50	〃
区画道路 8-1号線	33.95	8.00	〃
区画道路 8-3号線	98.53	8.00	〃
区画道路 8-4号線	89.66	8.00	〃
区画道路 8-5号線	151.44	8.00	〃
区画道路 8-6号線	124.51	8.00	〃
区画道路 8-14号線	93.62	8.00	〃
区画道路 8-15号線	90.40	8.00	〃
区画道路 8-18号線	94.93	8.00	〃
区画道路 6-1号線	87.14	6.00	〃
区画道路 6-7号線	55.96	6.00	〃
区画道路 6-9号線	91.50	6.00	〃
区画道路 6-10号線	225.36	6.00	〃
区画道路 6-11号線	129.48	6.00	〃
区画道路 6-13号線	49.81	6.00	〃
区画道路 4-1号線	32.68	4.00	〃
区画道路 4-2号線	16.21	4.00	〃
特殊道路 4-1号線	50.18	4.00	〃
特殊道路 4-2号線	59.50	4.00	〃
特殊道路 4-7号線	41.43	4.00	〃
特殊道路 4-9号線	16.39	4.00	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。